



道府県労働局長及び労働基準監督署長を、それぞれ、所轄都道府県労働局長及び所轄労働基準監督署長とする。  
 (元請負人をその請負に係る事業の事業主とする事業)

**第七条** 法第八条第一項の厚生労働省令で定める事業は、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち法第三十九条第一項の規定に係る事業のうち建設の事業とする。

**第八条** 法第八条第二項の認可を受けようとする認可申請

元請負人及び下請負人は、保険関係が成立した日の翌日から起算して十日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、この期限内に当該申請書の提出をできなかつたときは、期限後であつても提出することができる。

一 当該下請負人の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 当該下請負人の請負に係る事業の名称、当該事業の行われる場所、当該事業の概要、当該事業に係る請負金額、当該事業の種類、当該事業に係る第十一号に規定する概算保険料の額、当該事業に係る労働者数、保険関係成立の年月日及び当該事業の終了予定期日

三 当該元請負人の氏名又は名称及び住所又は所在地

四 当該元請負人の請負に係る事業の概要、保険関係成立の年月日、当該事業の終了予定期年月日、当該事業に係る請負金額、当該事業の種類及び当該事業の名称（下請負人をその請負に係る事業の事業主とする認可の基準）

第五条 法第八条第二項の認可を受けるためには、下請負人の請負に係る事業が第六条第一項各号に該当する事業以外の事業でなければならぬ。

（継続事業の一括）

**第十一条** 法第九条の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 それぞれの事業が、次のいずれかのみに該当することであること。

イ 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち法第三十九条第一項の規定に係る事業

ロ 雇用保険に係る保険関係が成立している事業のうち法第三十九条第一項の規定に係る事業

ハ 一元適用事業であつて労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立しているものである認可申請

**第十二条** 法第十八条第一項若しくは第二項の認可を受けようとする事業主は、同一の規定による指定を受けることを希望する事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 申請年月日

三 当該指定を受けることを希望する事業の労働保険番号、当該事業の名称、当該事業の行われる場所、成立している保険関係及び当該事業の種類

四 当該認可に係る事業のうち、当該指定を受けたことを希望する事業以外の事業の労働保険番号、当該事業の名称、当該事業の行われる場所、成り立っている保険関係及び当該事業の種類

五 法第九条の規定による指定は、前項の申請を受けた都道府県労働局長が当該申請について同条の認可をする際に行うものとする。

六 法第九条の認可を受けた事業主は、当該認可に係る事業のうち、同条の規定による指定を受けた事業以外の事業の名称又は当該事業の行われる場所に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、同条の規定による指定を受けた事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 届出年月日

三 当該指定を受けた事業の労働保険番号、当該事業の名称及び当該事業の行われる場所を記載する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（用語）

**第十三条** この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 概算保険料 法第十五条第一項若しくは第二項の労働保険料又は同条第三項の規定により政府が決定した労働保険料をいう。

**第十四条** 第十二条第二号の事業については、所轄都道府県労働局長が定める素材一立方メートルを生産するために必要な労務費の額に、生産するすべての素材の材積を乗じて得た額を貨金総額とする。

**第十五条** 第十二条第三号及び第四号の事業については、その事業の労働者につき労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）第十二条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額に、それぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合算額を貨金総額とする。

**第十六条** 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業（以下この項において「船舶所有者の事業」という。）以外の事業に係る労災保険率は別表第一のとおりとし、船舶所有者の事業に係る労災保険率は千分の四十二とし、別表第一に掲げる事業及び船舶所有者の事業の種類の細目は、厚生労働大臣が別に定めて告示する。

**第十七条** 法第十二条第三項の非業務災害率は、千分の〇・六とする。

（法第十二条第三項の規定の適用を受ける事業）

一 事業主が注文者その他の者からその事業に使用する物の支給を受け、又は機械器具等の貸与を受けた場合には、支給された物の価額に相当する額（消費税等相当額を除く。）又は機械器具等の損耗に相当する額（消費税等相当額を除く。）を請負代金の額（消費税等相当額を除く。）に加算する。ただし、厚生労働大臣が定める事業の種類に該当する事業の事業主が注文者その他の者からその事業に使用する物で厚生労働大臣がその事業の種類ごとに定めるものの価額が含まれている場合には、その物の価額に相当する額（消費税等相当額を除く。）をその請負代金の額（消費税等相当額を除く。）から控除する。

二 前号ただし書の規定により厚生労働大臣が定める事業の種類に該当する事業についての請負代金の額にその事業に使用する物で同号に定める規格により厚生労働大臣がその事業の種類ごとに定めるものの価額が含まれる場合にあつては、その物の価額に相当する額（消費税等相当額を除く。）をその請負代金の額（消費税等相当額を除く。）から控除する。

三 法第十二条第三号の厚生労働省令で定める規格は、建設の事業及び立木の伐採の事業について当該保険年度の確定保険料の額が四十万円以上であることとする。

（法第十二条第三項第三号の厚生労働省令で定める規格は、建設の事業及び立木の伐採の事業について当該保険年度の確定保険料の額が四十万円以上であることとする。

二		一
疾 3 三二一表則行法基労病の号第の第別規施準働	病の号第の第別号十第省厚二二令生年十和規施準働	(昭 痘 2 三二一表) 三二令生年十和規施準働
業事の設建は又業林	業役荷湾港は又業事取物貨湾港	
第三欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする二以上の事業場において労働基準法施行規則別表第一の二第三号2に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、当該労働者について第二欄に掲げる疾病的発生の原因となつた業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は二月以内の期間を定めて使用され、又は使用されたもの(二月を超えて使用されるに至つたものを除く。)	第三欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする二以上の事業場において労働基準法施行規則別表第一の二第三号2に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、当該労働者について第二欄に掲げる疾病的発生の原因となつた業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は二月以内の期間を定めて使用され、又は使用されたもの(二月を超えて使用されるに至つたものを除く。)	第三欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする二以上の事業場において労働基準法施行規則別表第一の二第三号2に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、当該労働者について第二欄に掲げる疾病的発生の原因となつた業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は二月以内の期間を定めて使用され、又は使用されたもの(二月を超えて使用されるに至つたものを除く。)

四		三
疾 8 七二一表則行法基労病の号第の第別規施準働	病の五二一表則行法基労病号第の第別規施準働	
業役荷湾港は又業事取物貨湾港	業事の設建	業事の設建

五		
病の1二二一表則行法基労病1号第の第別規施準働	業事の設建	
四		

六		
休業補償給付 休業補償給付のうち当該負傷又は疾病に関する療養の開始後三年を経過する日前に支給すべき事由の生じたものの額を合計した額		
前項の規定にかかわらず、法第十二条第三項の労災保険法第八条第三項に規定する給付基礎日額を用いて算定した保険給付及び特別加入者の額を合計した額		
第一 休業補償給付 休業補償給付(労災保険法第八条第三項に規定する給付基礎日額を用いて算定した保険給付にあっては、給付の原因となる負傷又は疾病が発生した事業場における賃金額をもとに算定した額に限り、特別加入者に関し支給する保険給付にあっては、給付の原因となる負傷又は疾病が発生した事業場における賃金額をもとに算定した額に相当する額又は労災則第四十六条の二十四及び第四十六条の二十五の三において規定する場合を含む。)の規定により給付基礎日額を算定した特別加入者(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)以下「労災保険法」という。)第三十三条各号に掲げる者をいわゆる保険給付とする。		
二 障害補償年金 同一の事由について労災保険法第八条に規定する給付基礎日額を平均賃金とみなして労働基準法第七十七条の規定を適用することとした場合に行われることとなる障害補償の額に相当する額を合計した額		
三 一 障害補償年金 同一の事由について労災保険法第八条に規定する給付基礎日額を平均賃金とみなして労働基準法第七十九条の規定を適用することとした場合に行われることとなる障害補償の額に相当する額を合計した額		
四 一 障害補償年金 同一の事由について労災保険法第八条に規定する給付基礎日額を平均賃金とみなして労働基準法第七十七条の規定を適用することとした場合に行われることとなる障害補償の額に相当する額を合計した額		
五 一 障害補償年金 同一の事由について労災保険法第八条に規定する給付基礎日額を平均賃金とみなして労働基準法第七十九条の規定を適用することとした場合に行われることとなる障害補償の額に相当する額を合計した額		

七 傷病補償年金 傷病補償年金（労災保険法第八条第三項に規定する給付基礎日額を用いて算定した保険給付にあつては、給付の原因となる負傷又は疾病が発生した事業場における賃金額をもとに算定した額に相当する額に限り、特別加入者に關し支給する保険給付にあつては、給付の原因となる負傷又は疾病が発生した事業場における賃金額をもとに算定した額又は労災則第四十六条の二十第四項に規定する方法により算定した場合の給付基礎日額をもとに算定した額に限る。）のうち当該負傷又は疾病に関する療養の開始後三年を経過する日の属する月の前月までの月分のもの額を合計した額

（法第十一条第三項の厚生労働省令で定める給付金等）

**第十八条の二 法第十二条第三項の厚生労働省令で定める給付金は、労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十二号。以下「特別支給金規則」という。）の規定による特別支給金で業務災害に係るもの（労災保険法第十六条の六第一項第二号の場合に支給される遺族補償一時金の受給権者に支給される遺族特別一時金、第十七条の二の表の第四欄に掲げる者に係るもの及び労災保険法第三十六条第一項の規定により労災保険法の規定による保険給付を受けることができる」ととされた者（以下「第三種特別加入者」という。）のうち労災保険法第三十三条第六号又は第七号に掲げる事業により当該業務灾害が生じた場合に係るものを除く。）とする。**

2 前項の規定にかかわらず、複数事業労働者に係る特別支給金規則第六条の規定による算定基礎年額を用いて算定した特別支給金についてとは、同一の業務上の事由について同条第一項及び第三項から第五項までの規定による算定基礎年額を三百六十五で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。）とした場合による特別支給金に限り、前項の給付金とする。

**第十八条の三 第十八条第二項及び第三項の規定は、法第十二条第三項の特別支給金規則による特別支給金で業務災害に係るものの中年金たる特別支給金の額及び休業特別支給金の額の算定について準用する。この場合において、第十八条第二項第一号中「障害補償年金」とあるのは「障害特別年金」と、「労災保険法第八条に**

規定する給付基礎日額」とあるのは「特別支給金規則第六条第一項及び第三項から第五項までの規定による算定基礎年額を三百六十五で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる）」と、同項第二号中「遺族補償年金」とあるのは「遺族特別年金」と、「労災保険法第八条に規定する給付基礎日額」とあるのは「特別支給金規則第六条第一項及び第三項から第五項までの規定による算定基礎年額を三百六十五で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる）」と、同項第三号中「傷病補償年金」とあるのは「傷病特別年金」と、同項第五号中「休業補償給付」とあるのは「休業特別支給金」と、同条第三項第一号中「休業補償給付」とあるのは「休業特別支給金」と、「保険給付」とあるのは「特別支給金」と、「給付の」とあるのは「支給の」と読み替えるものとする。

(法第十二条第三項の労働保険料の額)

**第十九条** 法第十二条第三項に規定する連続する三保険年度の間における一般保険料の額（法第十二条第一項第一号の事業については、労災保険率（その率が同条第三項（法第十二条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率。以下この条において同じ。）に応ずる部分の額）から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率に応ずる部分の額）から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額を加えた額は、当該連續する三保険年度の各保険年度の一般保険料に係る確定保険料の額（法第十二条第一項第一号の事業については、労災保険率に応ずる部分の額）から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額から特別加入非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額を加えた額の合算額とする。

(第一種調整率)

二 一 林業の事業 百分の五十一  
二 二 建設の事業 百分の六十三  
三 一 船舶所有者の事業 百分の三十五  
三 二 (労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減の率)  
三 三 港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業の事業  
三 四 百分の六十三  
  
**第二十条** 法第十二条第三項の百分の四十の範囲内において厚生労働省令で定める率は、別表第二十一条の二の厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業主は、常時三百人（金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）以下の数の労働者を使用する事業主とする。  
(法第十二条の二の労働者の安全又は衛生を確保するための措置)  
  
**第二十条の三** 法第十二条の二の労働者の安全又は衛生を確保するための措置で厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。  
一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十条の二第一項の指針に従い事業主が講ずる労働者の健康の保持増進のための措置であつて厚生労働大臣が定めるもの  
二 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第六十一条の三第一項の規定による認定を受けた同項に規定する計画に従い事業主が講ずる措置  
三 前二号に掲げるもののほか、労働者の安全又は衛生を確保するための措置として厚生労働大臣が定めるもの  
  
**(労災保険率特例適用申告書)**  
**第二十条の四** 法第十二条の二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 事業の名称及び事業の行われる場所  
二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地  
三 事業主が行う事業の概要  
四 事業主が常時使用する労働者数  
五 労働保険番号







法第十五条第一項又は法第十九条第一項の規定により六月一日から四十日以内に提出するものに限る。) 日本銀行、年金事務所又は所轄労働基準監督署長

三 概算保険料申告書及び法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料がある場合における確定保険料申告書であつて、有期事業以外の事業についての第一条第三項第二号の一般保険料に係るもの(社会保険適用事業所の事業主が法第十五条第一項又は法第十九条第一項の規定により六月一日から四十日内に提出するものに限る。) 日本銀行又は年金事務所

四 法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料がない場合における確定保険料申告書であつて、有期事業以外の事業についての第一条第三項第一号の一般保険料に係るもの(社会保険適用事業所の事業主が法第十九条第一項の規定により六月一日から四十日内に提出するものに限る。) 日本銀行又は年金事務所

五 所轄労働基準監督署長

六 概算保険料申告書及び増加概算保険料申告書並びに法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料がある場合における確定保険料申告書であつて、第一条第三項第一号の一般保険料並びに同号の第一種特別加入保険料、第二種特別加入保険料及び第三種特別加入保険料に係るもの(第二号に掲げるものを除く。) 日本銀行又は所轄労働基準監督署長

七 法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料がない場合における確定保険料申告書並びに法第二十一条の二第一項の承認を受けて労働保険料の納付を金融機関に委託して行う場合に提出する概算保険料申告書及び一号の一般保険料並びに同号の第一種特別加入保険料、第二種特別加入保険料及び第三種特別加入保険料に係るもの(第四号に掲げるものを除く。) 所轄労働基準監督署長

八 法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料に係るもの(社会保険適用事業所の事業主が法第十五条第一項又は法第十九条第一項の規定により六月一日から四十日内に提出するものに限る。) 日本銀行又は都道府県労働局

九 法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料がない場合における確定保険料申告書であつて、有期事業以外の事業についての第一条第三項第一号の一般保険料に係るもの(社会保険適用事業所の事業主が法第十九条第一項の規定により六月一日から四十日内に提出するものに限る。) 年金事務所又は所轄労働基準監督署長

十 法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料申告書及び増加概算保険料申告書並びに法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料がある場合における確定保険料申告書であつて、第一条第三項第一号の一般保険料並びに同号の第一種特別加入保険料、第二種特別加入保険料及び第三種特別加入保険料に係るもの(第二号に掲げるものを除く。) 日本銀行又は所轄労働基準監督署長

十一 法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料申告書及び増加概算保険料申告書並びに法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料がある場合における確定保険料申告書であつて、第一条第三項第一号の一般保険料並びに同号の第一種特別加入保険料、第二種特別加入保険料及び第三種特別加入保険料に係るもの(第二号に掲げるものを除く。) 日本銀行

十二 法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料申告書及び増加概算保険料申告書並びに法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料がある場合における確定保険料申告書であつて、第一条第三項第一号の一般保険料並びに同号の第一種特別加入保険料、第二種特別加入保険料及び第三種特別加入保険料に係るもの(第二号に掲げるものを除く。) 日本銀行

十三 法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料申告書及び増加概算保険料申告書並びに法第二十一条の二第一項の承認を行つた場合は、同項の労働保険料の納付に必要な納付書を同項の金融機関へ送付するものとする。ただし、当該保険料の納付に必要な事項について同項の金融機関に電磁的記録(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を送付したときは、この限りでない。

(口座振替による納付)

第十三条の四 法第二十二条の二第一項の厚生労働省令で定める納付は、納付書によつて行わる。この区分に従い、日本銀行又は都道府県労働局

一 第一条第三項第一号の一般保険料、同号の第一種特別加入保険料、第二種特別加入保険料及び第三種特別加入保険料並びにこれらに係る徴収金 日本銀行又は都道府県労働局収入官吏若しくは労働基準監督署収入官吏

二 第一条第三項第二号の一般保険料、同号の第一種特別加入保険料及び特例納付保険料並びにこれらに係る徴収金並びに印紙保険料に係る徴収金 日本銀行又は都道府県労働局収入官吏

三 第一条第三項第一号の一般保険料の納付は、納入告知書に係るものを除き納付書によつて行なわなければならぬ。

四 労働保険料(印紙保険料を除く。)その他法の規定による徴収金の納付は、納入告知書に係るものを除き納付書によつて行なわなければならぬ。

五 法第二十五条第三項において準用する法第十七条第二項並びに法第十九条第四項、法第二十五条第一項及び法第二十六条第四項の規定による通知は、所轄都道府県労働局歳入徴収官が納入告知書によつて行なわなければならない。

(口座振替による納付の申出)

第六条の二 法第二十二条の二第一項の規定による申出は、事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地、預金口座又は貯金口座の番号及び名義人、預金又は貯金の種別並びに納付書を送付する金融機関及び店舗の名称を記載した書面を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出することによつて行なわなければならない。

(口座振替による納付書の送付)

第七条の三 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、法第二十二条の二第一項の承認を行つた場合は、同項の労働保険料の納付に必要な納付書を同項の金融機関へ送付するものとする。ただし、当該保険料の納付に必要な事項について同項の金融機関に電磁的記録(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を送付したときは、この限りでない。

(口座振替による納付)

第十三条の四 法第二十二条の二第一項の厚生労働省令で定める納付は、納付書によつて行わる。この区分に従い、日本銀行又は都道府県労働局

一 第一条第三項第一号の一般保険料、同号の第一種特別加入保険料、第二種特別加入保険料及び第三種特別加入保険料並びにこれらに係る徴収金 日本銀行又は都道府県労働局収入官吏若しくは労働基準監督署収入官吏

二 第一条第三項第二号の一般保険料の納付は、納入告知書に係るものを除き納付書によつて行なわなければならぬ。

三 第一条第三項第一号の一般保険料の納付は、納入告知書に係るものを除き納付書によつて行なわなければならぬ。

四 労働保険料(印紙保険料を除く。)その他の徴収金の納付は、納入告知書に係るものを除き納付書によつて行なわなければならぬ。

五 法第二十五条第三項において準用する法第十七条第二項並びに法第十九条第四項、法第二十五条第一項及び法第二十六条第四項の規定による通知は、所轄都道府県労働局歳入徴収官が納入告知書によつて行なわなければならない。

(口座振替による納付の申出)

第六条の二 法第二十二条の二第一項の規定による申出は、事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地、預金口座又は貯金口座の番号及び名義人、預金又は貯金の種別並びに納付書を送付する金融機関及び店舗の名称を記載した書面を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出することによつて行なわなければならない。

(口座振替による納付書の送付)

第七条の三 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、法第二十二条の二第一項の承認を行つた場合は、同項の労働保険料の納付に必要な納付書を同項の金融機関へ送付するものとする。ただし、当該保険料の納付に必要な事項について同項の金融機関に電磁的記録(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を送付したときは、この限りでない。

(口座振替による納付)

第十三条の四 法第二十二条の二第一項の厚生労働省令で定める納付は、納付書によつて行わる。この区分に従い、日本銀行又は都道府県労働局

一 第一条第三項第一号の一般保険料、同号の第一種特別加入保険料、第二種特別加入保険料及び第三種特別加入保険料並びにこれらに係る徴収金 日本銀行又は都道府県労働局収入官吏若しくは労働基準監督署収入官吏

二 第一条第三項第二号の一般保険料の納付は、納入告知書に係るものを除き納付書によつて行なわなければならぬ。

三 第一条第三項第一号の一般保険料の納付は、納入告知書に係るものを除き納付書によつて行なわなければならぬ。

四 労働保険料(印紙保険料を除く。)その他の徴収金の納付は、納入告知書に係るものを除き納付書によつて行なわなければならぬ。

五 法第二十五条第三項において準用する法第十七条第二項並びに法第十九条第四項、法第二十五条第一項及び法第二十六条第四項の規定による通知は、所轄都道府県労働局歳入徴収官が納入告知書によつて行なわなければならない。

(口座振替による納付の申出)

第六条の二 法第二十二条の二第一項の規定による申出は、事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地、預金口座又は貯金口座の番号及び名義人、預金又は貯金の種別並びに納付書を送付する金融機関及び店舗の名称を記載した書面を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出することによつて行なわなければならない。

(口座振替による納付書の送付)

第七条の三 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、法第二十二条の二第一項の承認を行つた場合は、同項の労働保険料の納付に必要な納付書を同項の金融機関へ送付するものとする。ただし、当該保険料の納付に必要な事項について同項の金融機関に電磁的記録(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を送付したときは、この限りでない。

(口座振替による納付)

第十三条の四 法第二十二条の二第一項の厚生労働省令で定める納付は、納付書によつて行わる。この区分に従い、日本銀行又は都道府県労働局



付計算器により表示することができる印紙保険料の額に相当する金額に満たないときは、納付計算器に係る都道府県労働局歳入徴収官に始動票札受領通帳を提出し、その差額に相当する金額の払戻しを申し出ることができる。一 印紙保険料納付計算器の全部又は一部を使用しなくなつたとき。

二 印紙保険料納付計算器により表示することができる印紙保険料の額に相当する金額の総額である印紙保険料の額に相当する金額の総額を変更したとき。

三 法第二十三条第四項の規定により印紙保険料納付計算器の設置の承認が取り消されたとき。

## (印紙保険料の納付状況の報告)

**第五十四条** 雇用保険印紙購入通帳の交付を受けている事業主は、次に掲げる事項を記載した報告書によつて、毎月における雇用保険印紙の受

取状況を翌月末日までに、所轄都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならない。

一 労働保険番号  
二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地  
三 報告年月日  
四 当該事業主の事業に使用する日雇労働被保險者に関する事項  
五 雇用保険印紙の受取状況  
(印紙保険料納付計算器の使用状況)

**第五十五条** 法第二十三条第三項の規定により印紙保険料納付計算器を設置した事業主は、次に掲げる事項を記載した報告書によつて、毎月における印紙保険料納付計算器の使用状況を翌月末日までに、当該印紙保険料納付計算器を設置した事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長を経由して、納付計算器に係る都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならない。

一 労働保険番号  
二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地  
三 報告年月日  
四 当該事業主の事業に使用する日雇労働被保險者に関する事項  
五 印紙保険料納付計算器の使用状況  
(特例納付保険料の基本額)

**第五十六条** 法第二十六条第一項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する特例対象者に係る雇用保険法施行規則第三十三条规定する最も古い日から一箇月の間に支払われた賃金の額及び同令第三十三条の二各号に定める書類に基づき確認

される被保險者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期の直近一箇月に支払われた賃金の合計額を二で除した額(当該特例対象者に係る当該書類に基づき確認される被保險者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のすべての月に係る賃金が明らかである場合は、当該賃金の合計額を当該月数で除した額)に、当該書類に基づき確認される被保險者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていることが明らかである時期の直近の日の雇用保険率及び当該最も古い日から被保險者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されたいたことが明らかである時期を除く。)に係る月数を乗じて得た額とする。

2 前項により法第二十六条第一項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額を計算する場合に、前項の期間に一月未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

**第六十一条** 労働保険料その他の法の規定による徴収金に関する公示送達は、当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。(公示送達の方法)

**第六十二条** 法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める事業主は、同項に規定する事業主の団体の構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員である事業主以外の事業主であつて、当該事業主に係る労働保険事務の処理を当該事業主の団体又はその連合団体に委託することが必要であると認められるものとする。

**第六十三条** 法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める法第三十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、前条の規定により算定した特例納付保険料の基本額に百分の十を乗じて得た額とする。

**第六十四条** 法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主は、常時三百人(金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人)を超える数の労働者を使用する事業主とする。

**第六十五条** 労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長は、必要があると認められたときは、当該労働保険事務組合に対し、当該労働保険事務組合が労働保険事務の処理の委託を受けることができる事業の行われる地域に提出することによつて行わなければならない。

**第六十六条** 法第三十三条第二項の認可を受けようとする事業主の団体又はその連合団体は、次に掲げる事項を記載した申請書をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

**第六十七条** 法第三十三条第二項の認可の申請

一 事業主の団体又はその連合団体が処理しようとする労働保険事務の内容

二 事業主の団体の構成員又はその連合団体の構成する団体の構成員である事業主の事業場の所在する区域及び当該事業主の数

三 事業主の団体に労働保険事務を委託する事業主の見込数及びそのうちの所在する区域及び当該事業主の見込数並びにその成

立している保険関係ごとの内訳

四 事業主の団体又はその連合団体に労働保険事務を委託する事業主の見込数及びそのうちの所在する区域及び当該事業主の見込数並びにその成

立している保険関係ごとの内訳

五 事業主の団体又はその連合団体を構成する事業主以外の事業主の見込数並びにその成

立している保険関係ごとの内訳

六 事業主の団体又はその連合団体の見込数並びにその成

立している保険関係ごとの内訳

七 事業主の団体又はその連合団体の見込数並びにその成

立している保険関係ごとの内訳

八 事業主の団体又はその連合団体の見込数並びにその成

立している保険関係ごとの内訳

九 事業主の団体又はその連合団体の見込数並びにその成

立している保険関係ごとの内訳

十 事業主の団体又はその連合団体の見込数並びにその成

立している保険関係ごとの内訳

十一 事業主の団体又はその連合団体の見込数並びにその成

立している保険関係ごとの内訳

十二 事業主の団体又はその連合団体の見込数並びにその成

立している保険関係ごとの内訳

十三 事業主の団体又はその連合団体の見込数並びにその成

立している保険関係ごとの内訳

一 定款、規約等団体又はその連合団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類(団体が法人であるときは、登記事項証明書を含む)。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

二 労働保険事務の処理の方法を明らかにする書類

(委託事業主の範囲)

三 最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書等資産の状況を明らかにする書類

(委託等の届出)

三 労働保険事務の処理の委託を解除した事業主が行う事業の労働保険番号、当該事業の名称及び当該事業の行われる場所
四 労働保険事務の処理の委託を解除された年月日
五 労働保険事務の処理の委託を解除された理由
(変更の届出)
第六十五条 労働保険事務組合は、第六十三条第一項の申請書又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる書類に記載された事項に変更を生じた場合には、その変更があつた日の翌日から起算して十四日以内に、その旨を記載した届書をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。(業務の廃止の届出)

第六十六条 法第三十三条规定による認可の取消しは、当該労働保険事務組合に対し文書をもつて行なうものとする。
第六十七条 法第三十三条规定による認可の取消しは、当該労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出することによつて行なわなければならない。(認可の取消し)
二 労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長は、労働保険事務組合の認可の取消しがあつたときは、その旨を、当該労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業主に通知しなければならない。(帳簿の備付け)
第六十八条 法第三十六条规定により労働保険事務組合が備えておかなければならぬ帳簿は、次のとおりとする。
一 労働保険事務の処理を委託している事業主ごとに次に掲げる事項を記載した労働保険事務等処理委託事業主名簿
イ 当該事業が五人未満委託事業者(昭和四十年労働省令第二十三条号)第二条第一項第六号に規定する五人未満委託事業をいう。次号イ及び第三号イにおいて同じ)、五人以上十五人以下委託事業(同項第七号に規定する五人以上十五人以下委託事業をいう。次号イ及び第三号イにおいて同じ)又はそれ以外の事業のいづれの事業に該当するかの別

二 当該事業主が事業主の団体の構成員である事業主若しくはその連合団体を構成する団体の構成員である事業主又はそれ以外の事業主のいづれの事業に該当するかの別
ハ 当該事業主の事業の労働保険番号、法第十二条第三項の規定の適用の有無、成立している保険関係、事業の名称、事業の行われる場所及び事業の種類
二 当該事業主から労働保険事務の処理を委託された、又は解除された年月日
木 当該事業に使用する第一種特別加入者、第二種特別加入者及び第三種特別加入者に関する事項
ハ 雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、雇用保険適用事業所番号
二 労働保険事務の処理をている事業主ごとに次に掲げる事項を記載した労働保険料等徴収及び納付簿
イ 当該事業主の事業が五人未満委託事業、五人以上十五人以下委託事業又はそれ以外の事業のいづれの事業に該当するかの別
ロ 当該事業主の事業の労働保険番号、事業の名称、事業の行われる場所、事業の種類及び成立している保険関係
ハ 当該事業主から労働保険事務の処理を委託された年月日
二 当該事業主が納付すべき労働保険料の額、その納期限、労働保険事務組合が当該事業主から領收した額及びそのうち政府へ納付した額並びに当該労働保険料の督促に係る事項
ホ 当該事業主に還付した労働保険料の額及び還付年月日
二 雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、雇用保険適用事業所番号
三 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
四 選任し、又は解任する代理人の職名、氏名及び生年月日
五 代理事項
六 選任し、又は解任した年月日
七 事業の名称及び事業の行われる場所
(報告命令)
二 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第二条第二号の港湾運送の行為を行う事業のいづれの事業に該当するかの別
三 雇用保険法附則第二条第一項各号に掲げる事業
四 建設の事業
(労働者の範囲に関する特例)
第五章 雜則
(適用の特例を受ける事業)
第六十条 法第三十九条第一項の厚生労働省令で定める事業は、次のとおりとする。
一 都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずるものに行う事業
二 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)
三 第二条第一項各号に掲げる事業
四 第二種特別加入者及び第三種特別加入者に關する事項
ホ 事業にあっては、労働保険事務の処理の委託をしていて、労働保険事務の処理を委託している事業主ごとに次に掲げる事項を記載した雇用保険被保険者關係届出事務等処理簿
イ 当該事業主の事業が五人未満委託事業者(昭和四十年労働省令第二十三条号)第二条第一項第六号に規定する五人未満委託事業をいう。次号イ及び第三号イにおいて同じ)、五人以上十五人以下委託事業又はそれ以外の事業のいづれの事業に該当するかの別
ハ 当該事業主から労働保険事務の処理を委託された年月日

二 当該事業主が使用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の氏名、当該被保険者に係る雇用保険法施行規則第十条第一条の雇用保険被保険者証の被保険者番号を、その完結の日から三年間(第六十八条第三条の雇用保険に関する事務を除く)について保管する事項
二 雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、雇用保険適用事業所番号
二 雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、雇用保険適用事業所番号
二 雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、雇用保険適用事業所番号
二 雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、雇用保険適用事業所番号

二 労災保険に係る保険関係に係る事業にあつては、労災保険法の適用を受けない者
二 雇用保険に係る保険関係に係る事業にあつては、雇用保険法の適用を受けない者
二 雇用保険に係る保険関係に係る事業にあつては、雇用保険法の適用を受けない者
二 雇用保険に係る保険関係に係る事業にあつては、雇用保険法の適用を受けない者
二 雇用保険に係る保険関係に係る事業にあつては、雇用保険法の適用を受けない者

二 法第九条の規定による認可及び指定に関する権限

三 法第三十三条第二項の規定による認可、同

条第三項の規定による届出の受理及び同条第

四項の規定による認可の取消しに関する権限

四 法第二十六条第二項の規定による勧奨及び

同条第三項の規定による申出の受理に関する

権限

(建設の事業の保険関係成立の標識)

第七十七条 労災保険に係る保険関係が成立して

いる事業のうち建設の事業に係る事業主は、労

災保険関係成立票(様式第四号)を見やすい場

所に掲げなければならない。

(申請書の提出等の経由)

第七十八条 この省令の規定により、事業主(事

業主の団体若しくはその連合団体又は労働保険

事務組合を含む)が厚生労働大臣、都道府県

労働局長又は都道府県労働局労働保険特別会計

歳入徴収官に対して行う申請書、報告書、請求

書等の提出(第二十条の四の規定による申告

書、第三十八条第一項の規定による申告書、第

四十五条第一項、第四十七条第一項及び第五十

一条第一項の規定による申請書、第五十一条第一

項の規定による始動票札受領通帳並びに第五十

五条の報告書の提出を除く)並びに届出(第

五十条第四項の規定による届出を除く)及び

届出(同条第六項及び第五十三条の規定による

届出を除く)は、次の区分に従い、所轄労働

基準監督署長又は所轄公共職業安定所長を経由

して行うものとする。

一 第一条第三項第一号の事業に係るもの及び

労災保険に係る保険関係のみに係るもの 所

轄労働基準監督署長

二 第一条第三項第二号の事業に係るもの及び

雇用保険に係る保険関係のみに係るもの 所

轄公共職業安定所長

次の各号に掲げる規定により事業主が所轄労

働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に対

して行う届書であつて有期事業以外の事業に係

るものの中には、それぞれ当該各号に掲げる行

政機関を経由して行うことができる。

一 第四条第二項(第一条第三項第一号に規定

する事業及び労災保険に係る保険関係のみが

成立している事業の事業主が、法第四条の二

第一項の規定による届書に併せて、健康保険

法施行規則第十九条第一項の規定による届書

及び厚生年金保険法施行規則第十三条第一項

の規定による届書又は雇用保険法施行規則第

百四十二条第一項の規定による事業所の設置

の規定による届書を提出する場合に限る。) 年金事

務所又は所轄公共職業安定所長

書、報告書等の提出(第四十二条第一項及び第

四項、第四十五条第一項、第四十七条第一項並

びに第五十条第一項の規定による申請書、第五

一条第一項の規定による届書に併せて、健康

3

三 第四条第二項(社会保険適用事業所の事業

主が法第四条の二第一項の規定による届書を

提出する場合に限り、前二号に掲げる場合を

除く)、第五条第二項又は第七十三条第二

項 年金事務所

六条までの規定により事業主の団体若しくはそ

の連合団体又は労働保険事務組合が都道府県労

働局長に対して行う申請書及び届書の提出は、

第一項の規定にかかるわらず、その主たる事務所

の所在地を管轄する公共職業安定所長(事業主

の団体若しくはその連合団体又は労働保険事務

組合であつて、事業主から処理を委託される労

働保険事務が労災二元適用事業等のみに係るも

のが第六十三条第一項、第六十五条又は第六十

六条の規定により行う申請書及び届書の提出並

びに労働保険事務組合が第六十四条の規定によ

り行う届書の提出のうち労災二元適用事業等に

係るものについては、その主たる事務所の所在

地を管轄する労働基準監督署長)を経由して行

うものとする。

(事業場の適用情報等の公表)

第七十九条 厚生労働大臣は、法第四条の二第一

項の規定による届出を行つた事業主の氏名又は

名称、住所又は所在地並びにその事業が労災保

険及び雇用保険に係る保険関係が成立してい

る事業であるか否かの別(同条第二項の規定によ

る変更の届出があつたときは、その変更後のも

の)をインターネットを利用して公衆の閲覧に

供する方法により公表するものとする。

(電子情報処理組織による申請書の提出等)

第八十条 この省令の規定により、事業主が厚生

労働大臣若しくは官署支所官、都道府県労働局

長、労働基準監督署長若しくは公共職業安定所

長又は都道府県労働局労働保険特別会計歳入徵

收官若しくは都道府県労働局労働保険特別会計

の規定により、労働保険事務組合

が、都道府県労働局長に対して行う届書の提出

ができる。

2

別表第1 (第6条、第16条関係)

労災保険率表

事業の種類

事業の種類

労災保険率

事業の種類

事業の種類

労災保険率

を情報通信技術活用法第六条第一項の規定によ

り同項に規定する電子情報処理組織を使用して

行う場合には、当該届書に係る事業主からの労

働保険事務の処理の委託又はその解除があつた

ことにつき証明することができる電磁的記録を

当該届書の提出と併せて送信することをもつ

て、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信

技術を活用した行政の推進等に関する法律施行

規則第五条第二項の規定にかかるわらず、当該事

業主の電子署名が行われた情報及び当該電子署

名に係る同条第一項各号に掲げる電子証明書を

当該届書の提出と併せて送信することに代える

ことができる。

鐵道又は軌道新設事業	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	既設建築物設備工事業	機械装置の組立て又は据付けの事業	機械装置の組立て又は据付けの事業	機械装置の組立て又は据付けの事業	機械装置の組立て又は据付けの事業	機械装置の組立て又は据付けの事業
業 製 造	業 製 造	業 製 造	業 製 造	業 製 造	業 製 造	業 製 造	業 製 造
を除く。)							
金属加工業（洋食器、刀物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刀物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業	非鉄金属精鍊業	精鍊業を除く。）	その他の窯業又は土石製品製造業	陶磁器製品製造業	ガラス又はセメント製造業	コンクリート製造業
を除く。）	を除く。）	（鋳物業）	（鋳物業）	（非鉄金属精鍊業）	（非鉄金属精鍊業）	（ガラス又はセメント製造業）	（コンクリート製造業）
の 1 9 0 0 0 分	の 1 1 6 0 0 分	の 1 0 0 0 0 分	の 1 0 0 0 0 分	の 1 7 0 0 0 分	の 1 0 0 0 0 分	の 1 0 0 0 0 分	の 1 3 0 0 0 分

事業 その 他の 事 業	事業 の供 は道 、電 気	業 運 輸										洋食器、刃物、手工具 又は一般金物製造業 (めつき業を除く。)	機械器具製造業(電気 機械器具製造業、輸送 用機械器具製造業、船 舶製造又は修理業、船 舶製造又は修理業及び 計量器、光学機械、時 計等製造業を除く。)	電気機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を 除く。)
		熱供給の事業 熱供給の事業 港湾荷役業	熱供給の事業 熱供給の事業 港湾荷役業	貨物取扱事業(港湾貨 物取扱事業及び港湾荷 役業を除く。)	貨物取扱事業(港湾貨 物取扱事業及び港湾荷 役業を除く。)	交通運輸事業	その他 の製造業	船舶製造又は修理業	輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を 除く。)	電気機械器具製造業				
農業又は海面漁業以外	熱供給の事業 熱供給の事業 港湾荷役業	電気、ガス、水道又は 港湾貨物取扱事業 (港 湾荷役業を除く。)	電気、ガス、水道又は 港湾荷役業 (港 湾荷役業を除く。)	貨物取扱事業(港 湾荷役業を除く。)	貨物取扱事業(港 湾荷役業を除く。)	その他 の製造業	船舶製造又は修理業	輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を 除く。)	電気機械器具製造業	洋食器、刃物、手工具 又は一般金物製造業 (めつき業を除く。)	機械器具製造業(電気 機械器具製造業、輸送 用機械器具製造業、船 舶製造又は修理業、船 舶製造又は修理業及び 計量器、光学機械、時 計等製造業を除く。)	電気機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を 除く。)		
の 1 1 3 0 0 分	の 1 3 0 0 0 分	の 1 1 0 2 0 0 分	の 1 9 0 0 0 0 分	の 1 8 0 0 0 0 分	の 1 4 0 0 0 0 分	の 1 6 0 0 0 0 分	の 1 0 0 5 0 0 分	の 1 2 0 0 5 0 0 分	の 1 0 0 0 0 0 0 分	の 1 4 0 0 0 0 0 分	の 1 3 0 0 0 0 0 分	の 1 0 0 0 0 0 0 分	の 1 6 0 0 5 0 0 分	

のうち労災保険法第33条第6号又は第7号に掲げる事業により当該業務災害が生じた場合の額を除く。)に特別支給金規則の規定による特別支給金で業務災害に係るものとの額(労災保険法第16条の6第1項第2号の場合に支給される遺族補償一時金の受給権者に支給される遺族特別一時金、第17条の2の表の第4欄に掲げる者に係るもの及び第3種特別加入者に係るもののうち労災保険法第33条第6号又は第7号に掲げる事業により当該業務災害が生じた場合の額を除く。)を加えた額と一般保険料の額(労災保険率(その率が法第12条第3項(法第12条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げる率)に応ずる部分の額に限る。)から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額に第1種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額を加えた額に第19条の2の第1種調整率を乗じて得た額との割合	業外の事
10%を超えるもの	10%までのもの
20%を超えるもの	10%以下のもの

入者に係るもの(うち労災保険 第33条第6号又は第7号に掲 る事業により当該業務災害が生 た場合の額を除く。)に特別支給 規則の規定による特別支給金で 受給権者に支給される遺族特別 業務災害に係るもの(労災保 法第16条の6第1項第2号の 合に支給される遺族補償一時金 時金、第17条の2の表の第4 に掲げる者に係るもの及び第3 特別加入者に係るもの(うち労 保険法第33条第6号又は第7 に掲げる事業により当該業務災 害が生じた場合の額を除く。)を加 た額と一般保険料の額(労災保 率(その率が法第12条第3 (法第12条の2の規定により読 替えて適用する場合を含む。)の 定により引き上げ又は引き下げ れたときは、その引き上げ又は 引き下げられた率)に応ずる部分 額に限る。)から非業務災害率に する部分の額を減じた額に第1 特別加入保険料の額から特別加 非業務災害率に応ずる部分の額 減じた額を加えた額に第19条 2の第1種調整率を乗じて得た との割合 10%以下	10%を超えて20%までのもの 20%を超えて30%までのもの 30%を超えて50%までのもの 50%を超えて70%までのもの 70%を超えて75%までのもの 85%を超えて90%までのもの 90%を超えて110%までのもの
--	--

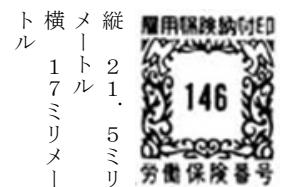
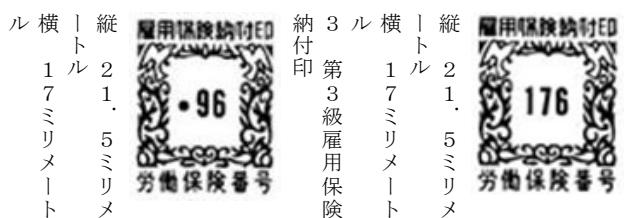
23

別表第3の3(第20条の6関係)	労災保険率から非業務災害率を減じた率の特徴	労災保険率を超過するもの
労災保険率から非業務災害率を減じた率の特徴	労災保険率から非業務災害率を減じた率の特徴	労災保険率を超過するもの
減表	減表	減表
当該事業(建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業に限る)についての労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付の額(労災保険法第16条の6第1項第2号の場合に支給される遺族補償一時金、第17条の2の表の第4欄に掲げる者に係るもの及び第3種特別加入者に係るものうち労災保険法第33条第6号又は第7号に掲げる事業により当該業務災害が生じた場合の額を除く)に特別支給金規則の規定による特別支給金で業務災害に係るもの(労災保険法第16条の6第1項第2号の場合に支給される遺族補償一時金の受給権者に支給される遺族特別一時金、第17条の2の表の第4欄に掲げる者に係るもの及び第3種特別加入者に係るものうち労災保険法第33条第6号又は第7号に掲げる事業により当該業務災害が生じた場合の額を除く。)を加えた額と一般保険料の額(労災保険率(その率が法第12条第3項(法第12条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率)に応ずる部分の額に限る。)から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額に第1種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額を加えた額に	率から業務災害率を減じた率の割合	率から業務災害率を減じた率の割合
150%を超えるもの	150%を超えるもの	150%を超えるもの
140%を超えるもの	140%を超えるもの	140%を超えるもの
130%を超えるもの	130%を超えるもの	130%を超えるもの
110%を超えるもの	110%を超えるもの	110%を超えるもの



の場合に支給される遺族特 別一時金及び の表の第4欄 に掲げる者に 係るもの。額 を除く。)を 加えた額と一 般保険料に係 る確定保険料 の額(労災保 険率に応ずる 部分の額に限 る。)から非 業務災害率に 応じた額に特 別加入非業務 料の額から特 に第1種特別 額を減じた額 を加入保険 料に係る確定 保険料に別 々に算出する。 この場合に支 給される遺族 特別一時金は、 の表の第4欄 に掲げる者に 係るもの。額 を除く。)を 加えた額と一 般保険料に係 る確定保険料 の額(労災保 険率に応ずる 部分の額に限 る。)から非 業務災害率に 応じた額に特 別加入非業務 料の額から特 に第1種特別 額を減じた額 を加入保険 料に係る確定 保険料に別 々に算出する。 この場合に支 給される遺族 特別一時金は、	の場合に支給される遺族特 別一時金及び の表の第4欄 に掲げる者に 係るもの。額 を除く。)を 加えた額と一 般保険料に係 る確定保険料 の額(労災保 険率に応ずる 部分の額に限 る。)から非 業務災害率に 応じた額に特 別加入非業務 料の額から特 に第1種特別 額を減じた額 を加入保険 料に係る確定 保険料に別 々に算出する。 この場合に支 給される遺族 特別一時金は、 の表の第4欄 に掲げる者に 係るもの。額 を除く。)を 加えた額と一 般保険料に係 る確定保険料 の額(労災保 険率に応ずる 部分の額に限 る。)から非 業務災害率に 応じた額に特 別加入非業務 料の額から特 に第1種特別 額を減じた額 を加入保険 料に係る確定 保険料に別 々に算出する。 この場合に支 給される遺族 特別一時金は、
範囲 320% まで を超 え	範 圍 200% まで を超 え
範 圍 320% まで を超 え	範 圍 200% まで を超 え

率を乗じて得た額との割合の  
変動範囲



交付番号		第 号									
労働保険番号		府	県	市	町	村	基	幹	番	号	
事 業 主	名	称									
	所	在	地								
事 業 主	住	所									
	氏	名	(法人のときはその名称及び代表者の氏名)								

様式第1号(第42条関係)

雇用保険印紙購入額(事業主控)																																																																																			
第1級 (176円)	枚	円																																																																																	
第2級 (146円)	枚	円																																																																																	
第3級 (96円)	枚	円																																																																																	
計		円	購入年月日 年 月 日																																																																																
雇用保険印紙購入額		付	申込書は切り離さずに 窓口に提出すること。																																																																																
<table border="1"> <tr><td colspan="4">種別</td><td colspan="4">※修正項目番号</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td colspan="4">府 県 所 働 管 稽(I)</td><td colspan="4">基 鈴 番 号</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td colspan="4">第1級 (176円)</td><td colspan="4">第2級 (146円)</td></tr> <tr><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td colspan="4">購 入 枚</td><td colspan="4">第3級 (96円)</td></tr> <tr><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td colspan="4">購入年月日 □ 年 - □ 月 - □ 日</td><td colspan="4">※入力可否コード □ 稽</td></tr> <tr><td colspan="4">※修正項目番号</td><td colspan="4"><input type="checkbox"/></td></tr> </table>				種別				※修正項目番号				<input type="checkbox"/>	府 県 所 働 管 稽(I)				基 鈴 番 号				<input type="checkbox"/>	第1級 (176円)				第2級 (146円)				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	購 入 枚				第3級 (96円)				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	購入年月日 □ 年 - □ 月 - □ 日				※入力可否コード □ 稽				※修正項目番号				<input type="checkbox"/>																	
種別				※修正項目番号																																																																															
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																												
府 県 所 働 管 稽(I)				基 鈴 番 号																																																																															
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																												
第1級 (176円)				第2級 (146円)																																																																															
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																												
購 入 枚				第3級 (96円)																																																																															
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																												
購入年月日 □ 年 - □ 月 - □ 日				※入力可否コード □ 稽																																																																															
※修正項目番号				<input type="checkbox"/>																																																																															

※印のついた欄には記載しないこと。  
各級ごとの購入枚数は999枚までとする。

様式第1号(第42条関係)（裏表紙）

〔注意〕

- 事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、雇用保険印紙購入額(事業主控)及び雇用保険印紙購入申込書・雇用保険印紙販売書に購入しようとする雇用保険印紙の種類別枚数、購入年月日、労働保険番号並びに事業主の住所及び氏名を記入した上で、雇用保険印紙入通帳から雇用保険印紙購入申込書・雇用保険印紙販売書を切り離さずに雇用保険印紙販売機に提出すること。
- 事業主は、当該通帳によつて購入した雇用保険印紙を他人に譲り渡してはならない。
- 事業主は、日本労働者保険者を雇用した場合、その者に支払う賃金の日額が11,300円以上のときは第1級の雇用保険印紙を、8,200円以上11,300円未満のときは第2級の雇用保険印紙を、8,200円未満のときは第3級の雇用保険印紙を、賃金を支払う都度、その雇用した日に相当する枚数分を日本労働者保険者の所持する被保険者手帳に貼り、これに添付すること。
- 事業主は、消費のために使用すべき認印をあらかじめ、その事業場の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が2つ以上ある場合には、厚生労働省組織規則第92条の規定により当該事務を取扱う公共職業安定所)に届け出ること。その認印を変更したときは同様である。
- 事業主は、毎月その月において購入した印紙、使用した印紙及び月末保有について種類別枚数を翌月末日までに印紙保険料納付状況報告書によつて都道府県労働局に報告すること。
- 事業主は、その所有する印紙の質問を請求しようとするときは、雇用保険印紙販売機に申し出ること。
- 事業主が、雇用保険印紙を貼らず若しくはこれに消印せざり又は印紙保険料納付状況の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、事業主は6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

様式第2号(第50条関係)（表紙）

支 付 番 号		第 号	
労 働 保 譲		保 険	
始 勤 票 札 受 領 通 碑			
支 付 番 号	第 号	支 付 番 号	第 号
労 働 保 譲 番 号	府 県 所 働 管 稽	労 働 保 譲 番 号	府 県 所 働 管 稽
事 業 場 名 称	基 鈴 番 号	事 業 場 名 称	基 鈴 番 号
事 業 主 住 所	校 番 号	事 業 主 住 所	校 番 号
事 業 主 氏 名	付 番 号	事 業 主 氏 名	付 番 号
支 付 年 月 日	年 月 日	支 付 年 月 日	年 月 日
交付職入微収官名		圖	

計器番号 分  
始勤票札表示金額  
円  
(変更 年 月 日)  
円  
(変更 年 月 日)  
円

(日本産業規格A列4)

様式第2号(第50条関係)（1頁から6頁まで）

受 額 年 月 日	枚 数	金 額	※ 繰入微収官名及び印	※ 繰入微収官記載欄
年 月 日	枚	円		
年 月 日	枚	円		
年 月 日	枚	円		
年 月 日	枚	円		
年 月 日	枚	円		
年 月 日	枚	円		
年 月 日	枚	円		
年 月 日	枚	円		

(日本産業規格A列4)

## 様式第3号（第75条関係）（表面）

## 様式第3号（第75条関係）（裏面）

## 様式第4号（第77条関係）

- （表 面）  
（注意）
- 事業主は、始動票札の交付を受けようとするときは、交付を受けようとする始動票札の枚数及びその金額を記載し、都道府県労働局に提出すること。
  - 事業主は、この通達により受領した始動票札を他人に譲り渡してはならない。
  - 事業主は、日雇労働者保険料を納用した場合、その者に支払う賃金の日割が、11,300円以上のときは第1級の納付印を、8,200円以上11,300円未満のときは第2級の納付印を、8,200円未満のときは第3級の納付印を、賃金を支払う都度、その雇用した日数に相当する印数だけ印紙保険料納付印器により日雇労働者の名前とする被従業者手帳に押すこと。
  4. 印紙保険料納付印器により日雇労働者の名前とする被従業者手帳に押すこと。
  5. 事業主は、私窓しを請求しようとするときは、都道府県労働局に申し出ること。
  6. 記載誤りの場合は、一欄まつ消して新たに一欄を使用すること。
  7. ※欄には、記載しないこと。

様式第3号(第75条関係)（表 面）

労働保険料	印
平置	
官職 氏名	
年 月 日生	
年 月 日交付	

(日本通商規格印)

様式第3号(第75条関係)（裏面）

この検査証を所持する者は、労働保険・保険料の徵収等に関する法律第41条(右欄に上心機関者の表示に関する法律第39条第1項の規定により適用する場合を含む。)の規定により、保険機関が成立し、普しくは成立していた事業の事業主は空勤事務機関若しくは労働保険事務機関であった該機関事務所に立ち入りて、閑業者に対して質問し、又は調査書類の検査をすることができる。		
---	--	--

様式第4号(第77条関係)

労働保険開設成立書	
保険開設成立年月日	年 月 日
労働保険番号	
事業の概要	年 月 日から 年 月 日まで
事業主の住所氏名	
代表者の氏名	
事業主任理人の氏名	

文字  
捺印  
（右欄に記入する場合は、左欄に記入する）

附 則  
(施行期日)

**第一条** この省令は、法の施行の日（昭和四十七年四月一日）から施行する。

（法第十二条第三項の厚生労働省令で定める給付金に関する暫定措置）

**第二条** 特別支給金規則の規定により障害特別年金差額一時金が支給された場合における第十八条の二の規定の適用については、当分の間、「遺族特別一時金」とあるのは「遺族特別一時金、労災保険法第五十八条の規定による障害補償年金差額一時金の受給権者に支給される障害特別年金差額一時金」とする。

（雇用保険に係る保険関係の成立及び消滅に関する厚生労働大臣の権限の委任）

**第三条** 法附則第一条第一項及び第四条第一項の規定による認可に関する厚生労働大臣の权限は、都道府県労働局長に委任する。

（雇用保険の任意加入の申請）

**第二条** 法附則第二条第一項の規定により、雇用保険の加入の申請をしようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地  
二 事業の名称、事業の行われる場所、事業の概要、事業の種類及び事業に係る労働者数  
三 有期事業にあつては、事業の予定される期間

四 事業主が法人番号を有する場合には、当該事業主の法人番号

五 事業に係る保険関係の消滅の申請

**第三条** 法附則第四条第一項の規定により、雇用保険に係る保険関係の消滅の申請をしようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 労働保険番号  
二 雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、雇用保険適用事業所番号  
三 事業の名称、事業の行われる場所、事業に係る労働者数、事業の種類及び賃金締切日

五 労災保険法第七条に規定する保険給付の受給者の有無

**六 申請の理由**

前項の申請書には、法附則第四条第二項に規定する労働者の同意を得たことを証明することができる書類を添えなければならない。

（増加概算保険料の納付に関する暫定措置）

**第四条** 法附則第五条の厚生労働省令で定める要件は、変更後の一般保険料率に基づき算定した概算保険料の額が既に納付した概算保険料の額の百分の二百を超えるか、その差額が十三万円以上であることとする。

（增加概算保険料の延納の方法に関する暫定措置）

規定により納付すべき労働保険料の増加額に関する第二十五条第二項の規定の適用については、同項中「法第十六条」とあるのは「法附則第五条において準用する法第十六条」とする。

（增加概算保険料の延納の方法に関する暫定措置）

第三十三条の規定は、法附則第五条において準用する法第十六条の規定により納付すべき労働保険料の増加額に係る法第十八条に規定する延納について準用する。この場合においては、同項中「法第十六条の申告書」とあるのは「法附則第五条第一項中「法第十六条の申告書」とあるのは「法附則第五条において準用する法第六条の申告書」と、「法第十六条の規定」とあ

る六条の規定は、「法附則第五条において準用する法第十一条の規定」と、「保険料算定基礎額の見込額が増加した日」と、同条第三項中「保険料算定基礎額の見込額が増加した日」とあるのは、「一般保険料率が変更した日」と、同条第二項中「保険料算定基礎額の見込額が増加した日」とあるのは「一般保険料率が変更した日」と、同条第二項中「保険料算定基礎額の見込額が増加した日」とあるのは「一般保険料率が変更した日」と読み替えるものとする。

（概算保険料の追加徴収に関する特例）

平成十四年度に行われる一般保険料率の引上げに係る法第十七条第一項に規定する労働保険料の追加徴収に関する第二十六条の規定の適用については、同条中「三十日を経過した日」とあるのは、「五十日を経過した日」（労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業主に係るものにあつては、平成十五年五月二十日）とする。

（法第十二条第三項及び第二十条第一項の割合の算定に当たり算入すべき保険給付の額及び特別支給金規則の規定による特別支給金の範囲にかかる特例）

当分の間、第十八条の規定の適用については、同条第一項中「介護補償給付」とある

のは、「障害補償一時金、遺族補償一時金、葬祭料、介護補償給付」と読み替えるものとし、同条第二項の額の算定は、同項の規定にかかる法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第六十四号）。次項において「平成三十一年改正労災則」という。附則第二条第一項「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第二十号）。次項において「令和二年改正労災則」という。附則第四条「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第二百八十二号）。次項において「令和二年改正徴収則」という。」附則第二条及び労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第五十八号）。次項において「令和三年改正労災則」という。附則第四条において準用する場合を含む。の規定により同項第二号に掲げる額を除く。）とすることにより行うものとする。

一 障害補償年金 同一の事由について労災保険法第八条に規定する給付基礎日額を平均賃金とみなして労働基準法第七十七条の規定を適用することとした場合に行われることとなる障害補償の額に相当する額（当該事由が平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）に伴うものではある場合は、当該額に厚生労働大臣が定める率（以下「災害に係る調整率」という。）を乗じて得た額とし、当該事由が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四号）第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に関するものである場合は、当該額に厚生労働大臣が定める率（以下「災害に係る調整率」という。）を乗じて得た額とし、当該事由が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四号）第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に関するものである場合は、当該額に厚生労働大臣が定める率（以下「新型コロナウイルス感染症に係る調整率」という。）を乗じて得た額とする。

二 遺族補償年金 同一の事由について労災保険法第八条に規定する給付基礎日額を平均賃金とみなして労働基準法第七十九条の規定を適用することとした場合に行われることとなる遺族補償の額に相当する額（当該事由が東北地方太平洋沖地震に伴うものである場合は、当該額に災害に係る調整率を乗じて得た額）

三 傷病補償年金 傷病補償年金のうち当該負傷又は疾病に関する療養の開始後三年を経過する日の属する月の前月までの月分のものの額を合計した額（当該傷病補償年金の支給事由が東北地方太平洋沖地震に伴うものである場合は、当該額に災害に係る調整率を乗じて得た額）

四 療養補償給付 療養補償給付のうち当該療養の開始後三年を経過する前に支給すべき額を合計した額（当該事由が新型コロナウイルス感染症に係る調整率を乗じて得た額）

五 休業補償給付 休業補償給付のうち当該負傷又は疾病に関する療養の開始後三年を経過する日前に支給すべき事由の生じたもの額を合計した額（当該事由が東北地方太平洋沖地震に伴うものである場合は、当該額に新型コロナウイルス感染症に係る調整率を乗じて得た額）

六 障害補償一時金 障害補償一時金の額（当該障害補償一時金の支給事由が東北地方太平洋沖地震に伴うものではある場合は、当該額に新型コロナウイルス感染症に係る調整率を乗じて得た額）

七 遺族補償一時金 遺族補償一時金の額（当該遺族補償一時金の支給事由が東北地方太平洋沖地震に伴うものではある場合は、当該額に新型コロナウイルス感染症に係る調整率を乗じて得た額）

八 葬祭料 葬祭料の額（当該葬祭料の支給事由が東北地方太平洋沖地震に伴うものである場合は、当該額に新型コロナウイルス感染症に係る調整率を乗じて得た額）





関する法律施行規則様式第六号に必要な改定をして使用することができる。

#### 附 則

(昭和四八年一月二六日労働省令第三七号)抄

この省令は、公布の日から施行する。労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第六十四条第二号の規定による労働保険料等徴収及び納付簿は、失業保険の特別保険料を納付する事業以外の事業については、当分の間、なお従前の様式によることができる。

#### 附 則

(昭和四九年三月一六日労働省令第五号)抄

この省令は、昭和四十九年四月一日から施行する。この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「旧規則」という)。様式第一号による任意加入申請書、旧規則様式第六号(甲)による概算保険料申告書、増加概算保険料申告書及び確定保険料申告書、

旧規則様式第十七号による労働保険事務処理委託等届並びに旧規則様式第二十一号による保険関係成立届は、それぞれ、この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「新規則」という)。様式第一号による任意加入申請書、新規則様式第六号(甲)による概算保険料申告書、新規則様式第六号申告書及び確定保険料申告書、新規則様式第十七号による労働保険事務処理委託等届並びに新規則様式第二十一号による保険関係成立届とみなす。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「規則」という)。第四条第一項の規定による任意加入申請書、規則第六十条の規定による労働保険事務処理委託等届及び規則第六十八条の規定による保険関係成立届は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

(施行期日)  
1 この省令は、昭和四十九年四月一日から施行する。  
附 則 (昭和四九年九月二一日労働省令第六号)抄

この省令は、昭和四十九年十月一日から施行する。この省令の施行の際現に使用している第二条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収する省令(昭和四十八年労働省令第三十六号)

等に関する法律施行規則(以下「旧規則」という)。第四十二条第一項の規定による失業保険印紙購入通帳及び旧規則第五十条第一項の規定による始動票札受領通帳は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

#### 附 則

(昭和四九年三月一六日労働省令第五号)抄

この省令の施行の日前の日に係る就職促進手当並びに失業保険金及び傷病給付金の日額並びに就職促進手当並びに失業保険金及び傷病給付金の減額に係る賃金日額の算定については、なお従前の例による。

#### 附 則

(昭和四九年一二月二八日労働省令第三一号) (施行期日)

この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附則第二条第二項の事業に該当する事業に係る労災保険率について同項の規定の例による場合を含む。による。

#### 第三条

この省令の施行の際現に労災保険に係る保険関係が成立している事業であつて事業の期間が予定される事業についてのこの省令の施行に係る事業であるものについてのこの省令の施行の日の属する保険年度(以下「改正省令施行年度」という)の一般保険料に係る確定保険料の額の算定については、次の各号に掲げるところによることができる。

6 この省令の施行の日前の日に係る就職促進手当並びに失業保険金及び傷病給付金の日額並びに就職促進手当並びに失業保険金及び傷病給付金の減額に係る賃金日額の算定については、なお従前の例による。

#### 附 則

(昭和五〇年三月二五日労働省令第六号) (施行期日)

この省令は、雇用保険法の施行の日(昭和五十年四月一日)から施行する。

#### 附 則

(昭和五〇年三月二九日労働省令第一号) (施行期日)

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

十一条に規定する額の総額の十二分の九に相当する額に当該事業についての旧労災保険率を基礎とする第一種特別加入保険料率を乗じて得た額と、同条に規定する額の総額の十二分の三に相当する額に当該事業についての新労災保険率を基礎とする第一種特別加入保険料率を乗じて得た額とを合算した額とすることができる。

#### 第四条

改正省令施行年度の労働保険料に係る申告書については、徵収法施行規則様式第六号に必要な改定をして使用することができる。

必必要な改定をして使用することができる。

#### 附 則

(昭和五〇年三月二五日労働省令第六号) (施行期日)

この省令は、雇用保険法の施行の日(昭和五十年四月一日)から施行する。

#### 附 則

(昭和五〇年三月二九日労働省令第一号) (施行期日)

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。







（施行期日）  
1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の際現に労働者災害補償保険に係る保険関係が成立していいる事業のうち請負による建設の事業であつて事業の種類が機械装置の組立て又はすえ付けの事業であるもの（組立て又は取付けに関するものに限る。）についての労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「徴収規則」）第十三条第一項に規定する請負金額に乗すべき率は、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和五九年七月三〇日労働省令第一七号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、昭和五十九年八月一日から施行する。ただし、第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第十五条の二第二項の改正規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
第三条 この省令の施行の際現に使用している改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下この項において「旧規則」という。）第四十二条第一項の規定による雇用保険用状況報告書は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

2 昭和五十九年七月以前の月分に係る雇用保険印紙の受払状況の報告及び印紙保険料納付計器の使用状況の報告については、なお従前の例によることとする。

（施行期日）  
四号 抄  
第一条 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
第三条 改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新徴収規則」という。）別表第一の規定による労災保険率は、施行日以

後に使用するすべての労働者に係る賃金総額に乘すべき一般保険料率の基礎となる労災保険率及び同日以後の期間に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「徴収規則」という。）第二十一条に規定する額の総額に乘すべき第一種特別加入保険料率（次項に規定する事業についての第一種特別加入保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率として適用し、同日前に使用するすべての労働者に係る賃金総額に乘すべき一般保険料率の基礎となる労災保険率及び同日前の期間に係る同条に規定する額の総額に乘すべき第一種特別加入保険料率の基礎となる労災保険率については、なお従前の例による。

（施行期日）  
第一条 この省令は、昭和五十九年八月一日から施行する。ただし、第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第十五条の二第二項の改正規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
第三条 この省令の施行の際現に使用している改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下この項において「旧規則」とい

3,000円	1,095,000円
2,500円	912,500円
2,000円	730,000円

一とあるのは、

3,000円	1,095,000円
2,500円	912,500円
2,000円	730,000円

一と読み替えて同表の規定を適用する。

（施行期日）  
五号  
第一条 この省令は、昭和六一年三月六日労働省令第一二号

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
第一の規定による労災保険率は、この省令の施

行の日以後に使用するすべての労働者に係る賃金総額に乘すべき一般保険料率（次項に規定する事業についての一般保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率と

別表第一の規定による労災保険率は、施行日以

及び同日以後の期間に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二十一条に規定する額の総額に乘すべき第一種特別加入保険料率（次項に規定する事業についての第一種特別加入保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率として適用し、同日前に使用するすべての労働者に係る賃金総額に乘すべき一般保険料率の基礎となる労災保険率及び同日前の期間に係る同条に規定する額の総額に乘すべき第一種特別加入保険料率の基礎となる労災保険率については、なお従前の例による。

（施行期日）  
第一条 この省令は、昭和五十九年八月一日から施行する。ただし、第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第十五条の二第二項の改正規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
第三条 この省令の施行の際現に使用している改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下この項において「旧規則」とい

3,000円	1,095,000円
2,500円	912,500円
2,000円	730,000円

一とあるのは、

3,000円	1,095,000円
2,500円	912,500円
2,000円	730,000円

一と読み替えて同表の規定を適用する。

（施行期日）  
六号  
第一条 この省令は、昭和六一年三月二九日労働省令第一二号

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
第一の規定による労災保険率は、この省令の施

行の日以後に使用するすべての労働者に係る賃金総額に乘すべき一般保険料率（次項に規定する事業についての一般保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率と

別表第一の規定による労災保険率は、施行日以

すべき第二種特別加入保険料率については、な  
お従前の例による。

（施行期日）  
第一条 この省令は、昭和六一年四月一日から施行する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
第三条 改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別表第一の規定による労災保険率は、この省令の施

行の日以後に使用するすべての労働者に係る賃金総額に乘すべき一般保険料率（次項に規定する事業についての一般保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率と

別表第一の規定による労災保険率は、施行日以

（労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第四十六条の十八第三号に規定する労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の二十第一項の規定によりその者の給付基礎日額が千五百円とされていたもの（次項において「特定特別加入者」という。）の該給付基礎日額が千五百円とされたいた際に発生した事故に係る労働者災害補償保険法の規定による保険給付（療養補償給付を除く。）及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）の規定による休業特別支給金の額の算定に用いる給付基礎日額については、なお従前の例による。

（施行期日）  
第一条 この省令は、昭和六一年四月一日から施行する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
第三条 第二十二条に規定する別表第四の右欄に掲げる額については、なお従前の例による。

3,000円	1,095,000円
2,500円	912,500円
2,000円	730,000円

一とあるのは、

3,000円	1,095,000円
2,500円	912,500円
2,000円	730,000円

一と読み替えて同表の規定を適用する。

（施行期日）  
七号  
第一条 この省令は、昭和六一年三月二九日労働省令第一二号

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
第一の規定による労災保険率は、この省令の施

行の日以後に使用するすべての労働者に係る賃金総額に乘すべき一般保険料率（次項に規定する事業についての一般保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率と

別表第一の規定による労災保険率は、施行日以







(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第二十条の次に五条を加える改正規定、第七十五条の改正規定及び様式第五号の次に一様式を加える改正規定並びに附則第三条の規定

平成九年三月三十一日

二 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第二十五条第一項、第二十七項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十四条及び附則第四条第一項の改正規定並びに附則第四条の規定

平成九年四月一日

(第一条の規定の施行に伴う経過措置)

**第三条** 当該労働者に支給すべき介護補償給付に係る障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害の原因となる負傷又は疾病に関する療養を開始した日が施行日前である場合(施行日の前日において当該労働者が炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)第八条第一項の規定による介護料を受ける権利を有していたときを除く)における介護補償給付に関する第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「新徴収則」という)第十八条第一項の規定の適用については、同項第五号中「の額」とあるのは「の額(当該介護補償給付に係る障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害の原因となる負傷又は疾病に関する療養を開始した日が労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成八年労働省令第六号)の施行の日前である労働者に支給されたものについては、当該介護補償給付が支給されなかつたものとみなしたものとの額」とする。

**第五条** 新徴収則第六条第三項の規定による一括有期事業開始届、新徴収則第八条の規定による下請負人を事業主とする認可申請書、新徴収則第三十四条の規定による一括有期事業報告書、

新徴収則第三十六条第二項の規定による労働保険料還付請求書、新徴収則第四十二条第一項の規定による雇用保険印紙購入通帳交付申請書、新徴収則第四十五条第一項の規定による印紙保険料納付計器指定申請書、新徴収則第四十七条の規定による印紙保険料納付計器設置申請書、新徴収則第五十条第一項の規定による印紙保険料納付計器設置申請書及び始動票札受領通帳交付申請書及び始動票札受領通帳、新徴収則第五十九条第一項の規定による労働保険事務組合認可申請書、新徴収則第六十四条第二号の規定による労働保険料等徴収及び納付簿、新徴収則第七十一条第二項の規定による代理人選任・解任届並びに新徴収則附則第三条第一項の規定による保険関係消滅申請書は、当分の間、なお従前の様式によることがで

きる。

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この省令の施行の日(以下「施行日」という)前に一般失業対策事業に使用するすべての労働者に係る賃金総額に乘すべき一般保険料率の基礎となる労災保険率については、第四条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第一の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 平成八年三月二十五日労働省令第一〇号抄

(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成八年四月一日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 平成九年三月二六日労働省令第一四号

(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 平成九年三月一四日労働省令第一〇号抄

(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 平成九年三月一四日労働省令第一六号

(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 平成九年三月一四日労働省令第一七号

(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 平成九年三月一四日労働省令第一八号

(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 平成九年三月一四日労働省令第一九号

(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

改正する省令附則第六条第一項の規定による特別支給金(以下「差額支給金」という。)が支給される場合における労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第十八条の三第一項において読み替えて適用する同令第十八条の三第二項の差額支給金の額の算定については、なお従前の例による。

二を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、「請負金額から、平成八年十月一日以後に増額された額に百五分の二を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。)」)を減じた額」とする。

**附則** (平成九年三月二六日労働省令第一四号)

(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**附則** (平成一〇年三月二日労働省令第六号)

(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成十年四月一日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

収等に関する法律施行規則附則第一条の二中二請負金額に百五分の百三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」とあるのは、「請負金額から、平成八年十月一日以後に増額された額に百五分の二を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。)」を減じた額」とする。

前項に規定する場合以外の場合における特定建設事業についての一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定においては、なお従前の例による。

**附則** (平成一〇年三月二日労働省令第六号)

(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成十年四月一日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)





に際し用いる当該事業に係る平成十二年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額の算定に当たり当該事業に係る請負金額に乘すべき率は、改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「旧徴収則」という。）別表第二の規定にかかわらず、新徴収則別表第二に掲げる率とする。

5 平成十三年度以前の保険年度の労災保険率の増減については、新徴収則別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 新徴収則別表第五の規定による第二種特別加入保険料率は、平成十三年四月一日以後の期間に係る徴収則第二十二条に規定する額の総額に乘すべき第二種特別加入保険料率として適用し、同日前の期間に係る同条に規定する額に乘すべき第二種特別加入保険料率については、なお従前の例による。

7 新徴収則第二十三条の三の規定による第三種特別加入保険料率は、平成十三年四月一日以後の期間に係る徴収則第二十三条の二に規定する額の総額に乘すべき第三種特別加入保険料率として適用し、同日前の期間に係る同条に規定する額の総額に乘すべき第三種特別加入保険料率については、なお従前の例による。

8 平成十三年四月一日前に、労災保険に係る保険関係が成立した事業であつて事業の期間が予定されるものについての徴収法第二十条に規定する一般保険料又は第一種特別加入保険料の額の増減及び収支割合の変動範囲については、新徴収則別表第六及び別表第七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 請負による建設の事業（徴収法第十一條第二項に規定する賃金総額を正確に算定することが困難なものに限る。）であつて、平成十三年四月一日において現に徴収法第七条の規定により一の事業とみなされているものについての平成十二年度の一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる平成十二年度の賃金総額の算定については、旧徴収則附則第一条の二の規定は、適用しない。

10 前項に規定する事業であつて、平成十三年度に使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額が徴収則第二十四条第一項に規定する場合であるものについての平成十三年度の一般保険料に係る概算保険料の額の算定に際し用いる平成十二年度の賃金総額の算定については、旧徴収則附則第一条の二の規定は、適用しない。

11 請負による建設の事業（徴収法第十一條第二項に規定する賃金総額を正確に算定することが困難なものに限る。）であつて、平成十三年四月一日において現に徴収法第七条の規定により一の事業とみなされているものについての平成十二年度の一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる平成十二年度の賃金総額の算定については、旧徴収則附則第一条の二の規定は、適用しない。

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。（経過措置）

2 改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十一条第二項及び新規則別表第一の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用するすべての労働者に係る賃金総額に乘すべき一般保険料率（次項に規定する事業についての一般保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる非業務災害率及び労災保険率並びに施行日以後の期間に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二十一条第一項に規定する額の総額に乘すべき第一種特別加入保険料率（次項に規定する事業についての第二種特別加入保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる非業務災害率及び労災保険率について適用し、施行日前に使用するすべての労働者に係る賃金総額に乘すべき一般保険料率について適用し、施行日前に係る同条に規定する額の総額に乘すべき第三種特別加入保険料率については、なお従前の例による。

3 この省令は、平成一四年八月三〇日厚生労働省令第一二二号）抄

（施行期日）

4 新規則別表第五の規定は、施行日以後の期間に係る規則第二十二条に規定する額の総額に乘すべき第二種特別加入保険料率について適用

5 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。（経過措置）

6 新規則第二十三条の三の規定は、施行日以後の期間に係る規則第二十三条の二に規定する額の総額に乘すべき第三種特別加入保険料率について適用し、施行日前に係る同条に規定する額の総額に乘すべき第三種特別加入保険料率については、なお従前の例による。

7 新規則第八二号）抄

（施行期日）

8 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。（経過措置）

9 第一条 この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）の施行の日から施行する。

10 附則（平成一八年三月二七日厚生労働省令第五三号）抄

（施行期日）

11 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、同年三月三十日から施行する。

1 2 この省令による改正後の労働保険の保険料の増減については、この省令の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（次項において「新徴収則」という。）別表第三の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別表第一の規定による労災保険率は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用するすべての労働者に係る賃金総額に乘すべき一般保険料率（第四項に規定する事業についての一般保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率及び保険料の額の増減及び収支割合の変動範囲について、新徴収則別表第六及び別表第七の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の日前に、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険に係る保険関係が成立した事業であつて事業の期間が予定されるものについての平成二十二年度の一般保険料に係る概算保険料の額の算定に際し用いる平成二十二年度の賃金総額の算定については、旧徴収則附則第一条の二の規定は、適用しない。

4 新規則別表第五の規定は、施行日以後の期間に係る規則第二十二条に規定する額の総額に乘すべき第二種特別加入保険料率について適用

乗すべき第一種特別加入保険料率（第四項に規定する事業についての第一種特別加入保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率について適用し、同日前に使用するすべての労働者に係る賃金総額に乘すべき一般保険料率の基礎となる労災保険率及び同日前に規定する規則第二十一条第一項に規定する額の総額に乘すべき第一種特別加入保険料率の基礎となる労災保険率については、なお従前の例による。

前項の規定にかかわらず、施行日前に労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る保険関係が成立している事業であつて事業の期間が予定されている事業以外のもののうち労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第九条の規定により一の事業とみなされているもの（その他の各種事業に係るものに限る。）についての平成十八年度の概算保険料の額の算定に際し用いる別表第一の規定の適用については、なお従前の例によることができる。この場合において、新規別表第一の規定による労災保険率がこの省令による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）別表第一の規定による労災保険率に比して低いときは、改正後の労災保険率によることができるものとする。

施行日前に労災保険に係る保険関係が成立している事業であつて事業の期間が予定されるものに係る労災保険率（第一種特別加入保険料率の基礎となる場合を含む。）については、新規別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

前項に規定する事業についての規則第十三条第一項に規定する請負金額に乘すべき率は、新規別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この省令の施行の際現に徴収法第七条の規定により、この事業とみなされている事業のうち請負による建設の事業（水力発電施設、ずい道等新設事業、機械装置の組立又は据付けの事業（組立又は取付けに関するもの）であつて、規則第十三条の規定により賃金総額を算定するものに限る。）であつて、平成十八年度に使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額が平成十七年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額の百分の五十以上百分の二百以下である

ものについての徴収法第十五条第一項の規定による平成十八年度の一般保険料に係る概算保険料の額の算定に際し用いる当該事業に係る平成十七年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額の算定に当たり当該事業に係る請負金額に乘すべき率は、旧規別表第二の規定にかかる平成十七年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額に乘すべき率とする。

前項の規定にかかる徴収法第二条に掲げる率とする。

新規別表第五の規定による第二種特別加入保険料率は、施行日以後の期間に係る規則第二十二条に規定する額の総額に乘すべき第二種特別加入保険料率として適用し、同日前の期間に係る同条に規定する額の総額に乘すべき第二種特別加入保険料率については、なお従前の例による。

**附 則（平成一九年三月二七日厚生労働省令第三二号）抄**

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（委託等の届出等に関する特例）

**第二条** この省令の施行の際現に労働保険事務組合（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三十三条第三項の労働保険事務組合をいう。以下同じ。）が第二条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「旧徴収則」という。）第六十条第一項の規定による届出をしていて、当該届出に係る労災保険適用事業主（石綿による健康被害の救済に関する法律第三十五条第一項の労災保険適用事業主をいう。以下同じ。）から当該労働保険事務組合に一般拠出金事務（第一条の規定による改正後の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則及び旧徴収則に定める様式による用紙は、当分の間、必要な改定をした上、これを使用することができる。）の処理の委託があつたときは、当該労働保険事務組合は、新石綿則第二条の八第一項の規定による届出をすることを要しない。

第三条 この省令の施行の際現に労災保険適用事業主が労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第七十七条第二項の規定による届出をする

（二）様式第一号による保険関係成立届、労働保険事務等処理委託届及び任意加入申請書並びに旧徴収則様式第二号による名称、所在地等変更届並びにこの省令による改正前の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則様式第七号による労働保険事務等処理委託届は、それぞれ、この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新徴収則」という。）第七十三条の規定による証票とみなす。

第五条 この省令の施行の際現に提出されている旧徴収則様式第六号による概算保険料申告書、増加概算保険料申告書及び確定保険料申告書、旧徴収則様式第七号による一括有期事業報告書、旧徴収則様式第八号による労働保険料還付請求書、旧徴収則様式第十七号による労働保険事務処理委託解除届、旧徴収則様式第十八号による労働保険事務処理委託事業主名簿、旧徴収則様式第十九号による労働保険料等徴収及び納付簿並びに旧徴収則様式第二十三号による代理人選任・解任届は、それぞれ、新徴収則様式第六号による概算保険料申告書、増加概算保険料申告書及び確定保険料申告書、新徴収則様式第七号による一括有期事業報告書、新徴収則様式第八号による労働保険料還付請求書、新徴収則様式第十七号による労働保険事務等処理委託解除届、新徴収則様式第十八号による労働保険事務等処理委託事業主名簿、新徴収則様式第十九号による労働保険料等徴収及び納付簿並びに新徴収則様式第二十三号による代理人選任・解任届とみなす。

第六条 この省令の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則及び旧徴収則に定める様式による用紙は、当分の間、必要な改定をした上、これを使用することができる。

第三条 この省令の施行の際現に労災保険適用事業主が労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第七十七条第二項の規定による届出をする

（二）様式第一号による保険関係成立届、労働保険事務等処理委託届及び任意加入申請書並びに旧徴収則様式第二号による名称、所在地等変更届並びにこの省令による改正前の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則様式第七号による労働保険事務等処理委託届は、それぞれ、この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新徴収則」という。）様式第一号による保険関係成立届、労働保険事務等処理委託届及び任意加入申請書並びに旧徴収則様式第二号による名称、所在地等変更届並びにこの省令による改正前の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則様式第七号による労働保険事務等処理委託届は、それぞれ、この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新徴収則」という。）第一項の規定による任意加入申請書及び新石綿則第二条の八第一項の規定による労働保険事務等処理委託届は、当分の間、なほ従前の様式によることができる。

（三）様式第七号による労働保険事務等処理委託届とみなす。

第三条 新徴収則第四条第二項の規定による保険関係成立届、新徴収則第五条第二項の規定による名称、所在地等変更届、新徴収則第六十条第一項の規定による労働保険事務等処理委託届、新徴収則第二条第一項の規定による任意加入申請書及び新石綿則第二条の八第一項の規定による労働保険事務等処理委託届は、当分の間、なほ従前の様式によることができる。

附 則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第六八号）

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（二）様式第一号による保険関係成立届、労働保険事務等処理委託届及び任意加入申請書並びに旧徴収則様式第二号による名称、所在地等変更届並びにこの省令による改正前の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則様式第七号による労働保険事務等処理委託届は、それぞれ、この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新徴収則」という。）第一項の規定による任意加入申請書及び新石綿則第二条の八第一項の規定による労働保険事務等処理委託届は、当分の間、なほ従前の様式によることができる。

附 則（平成二一年二月一九日厚生労働省令第一六号）

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別表第一の規定による労災保険率は、平成二十一年四月一日以後に使用するすべての労働者に係る賃金総額に乘すべき一般保険料率を除く。以下この項において同じ。）の基礎となる労災保険率及び同日以後に使用するすべての労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二十一条第一項に規定する額の総額に乘すべき第一種特別加入保険料率（次項に規定する事業についての第一種特別加入保険料率（次項に規定する事業についての第



いう。) 様式第一号による一般拠出金申告書及び旧石綿則様式第八号による労働保険事務等処理委託解除届は、それぞれ、第一条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「新徴収則」という。)様式第六号による概算保険料申告書、増加概算保険料申告書及び確定保険料申告書並びに新徴収則様式第十七号による労働保険事務等処理委託解除届、第二条の規定による改正後の厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(以下「新石綿則」という。)様式第一号による一般拠出金申告書及び新石綿則様式第八号による労働保険事務等処理委託解除届とみなす。

### 3 新徴収則第二十四条第三項の規定による概算保険料申告書、新徴収則第二十五条第三項の規定による増加概算保険料申告書、新徴収則第三十三条第二項の規定による確定保険料申告書及び新徴収則第六十四条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による労働保険事務等処理委託解除届並びに新石綿則第二条の二項の規定による一般拠出金申告書及び新石綿則第二条の八第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による労働保険事務等処理委託解除届は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

### 附 則 (平成二十三年一月三日厚生労働省令第一二〇五号)

この省令は、平成二十三年二月一日から施行する。

### 附 則 (平成二十三年一二月二八日厚生労働省令第一五六号)抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成二十四年二月二一日厚生労働省令第一四四号)

この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)別表第一の規定による労災保険率は、平成二十四年四月一日以後に使用する全ての労

働者に係る賃金総額に乗ずべき一般保険料率(次項に規定する事業について的一般保険料率を除く。以下この項において同じ。)の基礎となる労災保険率及び同日以後の期間に係る労働保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第二十一条第一項に規定する額の総額に乘すべき第一種特別加入保険料率(次項に規定する事業についての第一種特別加入保険料率を除く。以下この項において同じ。)の基礎となる労災保険率について適用し、同日前に使用する全ての労働者に係る賃金総額に乘すべき一般保険料率の基礎となる労災保険率及び同日前の期間に係る規則第二十一条第一項に規定する額の総額に乘すべき第一種特別加入保険料率及び同日前の期間に係る規則第二十一条第一項に規定する額の総額に乘すべき第一種特別加入保険料率については、なお従前の例による。

### 3 平成二十四年四月一日前に労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)に係る保険關係が成立している事業であつて事業の期間が予定されているものに係る労災保険率(第一種特別加入保険料率の基礎となる場合を含む。)については、新規則別表第一の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

### 4 前項に規定する事業についての規則第十三条规定による改正前の厚生労働省関係石綿による健

康被害の救済に関する法律施行規則(以下「旧石綿則」という。)様式第一号による一般拠出金申告書、旧石綿則様式第二号による賃金還付請求書及び旧石綿則様式第七号による労働保険事務等処理委託届は、それぞれ、第一条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「新徴収則」という。)様式第一号による保険関係成立届、労働保険事務等処理委託届及び任意加入申請書、新徴収則様式第四号による下請負人を事業主とする認可申請書、新徴収則様式第六号による概算保険料申告書、増加概算保険料申告書及び確定保険料申告書並びに旧徴収則様式第八号による労働保険料還付請求書並びに第二条の規定による改正前の厚生労働省関係石綿による健

康被害の救済に関する法律施行規則(以下「旧石綿則」という。)様式第一号による一般拠出金申告書、旧石綿則様式第三号の厚生労働省令で定める規模を有するものとみなす。

### 5 平成二十四年三月三十一日(以下「基準日」という。)において労災保険に係る保険關係が成立している事業であつて次項に規定する事業についての連続する三保険年度間のうち基準日以前の期間に係る徴収法第十二条第三項に規定する労働者災害補償保険法(昭和十二年法律第五十号)の規定による業務災害に係る保険給付については、新規則第十七条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

### 6 平成二十四年四月一日において現に労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)第七条の規定により一の事業とみなされている事業のうち請負による建設の事業(規則別表第二の水力発電施設若しくはい道等新設事業道路新設事業、舗装工事業、鉄道若しくは軌道新設事業、機械装置の組立て若しくは据付けの事業又はその他の建設事業であつて、規則第十三条の規定により賃金総額を算定するものに限る。)であつて、平成二十四年度に使用する全ての労働者に係る賃金総額の見込額が平成二十三年度に使用した全ての労働者に係る賃金総額の算定に際し用いる当該事業に係る平成二十四年度の一般保険料に係る概算保険料の算定に当たり当該事業に係る請負金額に乘すべき率は、この省令による改正前の規則別表第一

の規定にかかるわらず、新規則別表第二に掲げる率とする。

二の規定にかかるわらず、新規則別表第二に掲げる率とする。

二の規定にかかるわらず、新規則別表第二に掲げる率とする。

1 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「旧徴収則」という。)様式第一号による保険関係成立届、労働保険事務等処理委託届及び任意加入申請書、旧徴収則様式第六号による認可申請書、新徴収則第四号による保険関係成立届、労働保険事務等処理委託届及び任意加入申請書、新徴収則第四条第二項の保険関係成立届、新徴収則第八条の下請負人を事業主とする認可申請書、新石綿則様式第二号による一般拠出金還付請求書及び新石綿則様式第七号による労働保険事務等処理委託届とみなす。

3 新徴収則第四条第三項の概算保険料申告書、新徴収則第二十四条第三項の増加概算保険料申告書、新徴収則第二十五条第三項の増加概算保険料申告書、新徴収則第三十三条第二項の確定保険料申告書、新徴収則第三十六条第二項の労働保険料還付請求書、新徴収則第六十四条第三項の労働保険事務等処理委託届は、当分の間、なお旧徴収則及び旧石綿則の相当様式によることができる。

二の規定にかかるわらず、新規則別表第二に掲げる率とする。

二の規定にかかるわらず、新規則別表第二に掲げる率とする。

二の規定にかかるわらず、新規則別表第二に掲げる率とする。





2 1

この省令は、令和三年九月一日から施行し、労働者災害補償保険法施行規則第九条の四の改正規定は令和二年九月一日から適用する。

#### 附 則（令和四年一月三一日厚生労働省）

令第一九号

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の日の前日までに算定された確定保険料の額のうち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十条第一項（同条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた事業に係る確定保険料の額は、この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第七条第一項及び第二項に規定する保険給付の額並びに第十八条の三の規定により読み替えて準用する第十八条第二項及び第三項に規定する給付金の額を用いて算定した額とする。

#### 附 則（令和四年三月一〇日厚生労働省）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

#### 附 則（令和四年三月三一日厚生労働省）

（施行期日）  
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

#### 附 則（令和四年五月二四日厚生労働省）

（施行期日）  
第一条 この省令は、令和四年七月一日から施行する。

#### 附 則（令和四年五月二四日厚生労働省）

（施行期日）  
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

#### 附 則（令和四年五月二四日厚生労働省）

（施行期日）  
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

#### 附 則（令和六年一月三一日厚生労働省）

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の令（以下「新令」という。）第十六条第一項及び別表第一の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用する全ての労働者に係る賃金総額に乘すべき一般保険料率（次条に規定する特定有期事業に係る一般保険料率を除く。以下この条において同じ。）の基礎となる労災保険率及び施行日以後の期間に係る令第二十一条第一項に規定する額の総額に乘すべき第一種特別加入保険料率（次条に規定する特定有期事

業に係る第一種特別加入保険料率を除く。以下の条において同じ。）の基礎となる労災保険率について適用し、施行日前に使用する全ての労働者に係る賃金総額に乘すべき一般保険料率の基礎となる労災保険率については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に労働者災害補償保険に係る保険関係が成立している事業であつて事業の期間が予定されているもの（次条において「特定有期事業」という。）に係る労災保険率（第一種特別加入保険料率の基礎となる場合を含む。）については、新令第十六条第一項及び別表第一の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第四条 特定有期事業に係る令第十三条第一項に規定する請負金額に乗すべき率は、新令別表第二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第五条 新令別表第五の規定は、施行日以後の期間に係る令第二十二条に規定する額の総額に乘すべき第二種特別加入保険料率について適用し、施行日前の期間に係る同条に規定する額の総額に乘すべき第二種特別加入保険料率については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和六年五月一七日厚生労働省）

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和六年五月一七日厚生労働省）

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。